

○告訴・告発事件取扱要領の制定について

平成25年6月6日  
岩 刑 事 第 4 2 号  
岩 警 務 第 3 7 号  
岩 生 安 第 4 3 号  
岩 交 通 第 3 4 号  
岩 警 備 第 2 2 号  
岩 手 県 警 察 本 部 長

通達の概要

告訴・告発事件捜査をより適正に処理するため、必要な事項を定めたもので、告訴等の取扱いについては、刑法、刑事訴訟法、犯罪捜査規範その他犯罪捜査に関する規定によるほか、この要領の定めるところによるものとした。

○ 受理体制

告訴等を一括した専務部門の窓口で迅速に受理し、本部事件担当課において、個別案件ごとに指導及び管理を徹底するため、本部に本部告訴・告発センター、署に警察署告訴・告発センターを設置し運用するものとする。

○ 基本原則

被害に苦しみ犯人の処罰を求める県民にとって、警察は最後の拠りどころであり、県民からの告訴等に迅速かつ的確に対応することは、警察に課せられた大きな責務である。告訴等については、被害者等の立場に立った迅速かつ的確な対応を徹底する必要がある。

その反面、告訴等の受理に当たっては、告訴等が虚偽告訴罪を構成する場合があるばかりでなく、それに基づき捜査が開始されることになると、被告訴人及び被告発人はもとより、第三者の利益を侵害することとなるので、告訴等を受理する前提として、相談段階から告訴等を行おうとする者から種々事情を聴取するとともに、疎明資料を十分検討するなど、その取扱いに慎重を期さなければならない。